

介護保険法に基づく業務管理体制に係る届出書 記入要領

～届出先区分に変更が生じた場合～

事業所（施設）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先の行政機関が変更になった場合の届出書の記入については、次のとおりです。

1. 共通

(1) 「届出者」欄

- ・ 「名称」には法人の名称を、「代表者氏名」には法人の代表者の氏名を記入してください。

(2) 「1 届出内容」欄

- ・ (2)の法第 115 条の 32 第 4 項関係（区分の変更）に○を付けてください。
- ・ 届出先区分の変更が生じた事業者は、変更前と変更後のそれぞれの行政機関に届け出る必要があります。届出先の行政機関は次のとおりです。

区分	届出先
①事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
②事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
③全ての事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者 ※④⑤を除く	当該都道府県
④全ての事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者	当該指定都市
⑤地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスのみの指定を受けている事業者で、かつ、当該指定に係る全ての事業所が 1 の市町村の区域に所在する事業者	当該市町村

2. 区分変更前の行政機関が枚方市である場合

(1) 「2 法人（事業者）」欄

- ・ 記入する必要はありません。

(2) 「3 事業所名称及び所在地等」欄

- ・ 記入及び「別紙 事業所名称及び所在地等一覧」を添付する必要はありません。

(3) 「4 介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号までに基づく届出事項」欄

- ・ 記入及び別紙を添付する必要はありません。

(4) 「5 区分変更」欄

- ・ 「区分変更前行政機関名称、担当部（局）課」には「枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課」と記入してください。「区分変更後行政機関名称、担当部（局）課」については、わかる範囲で記入してください。
- ・ 「事業者（法人）番号」には、枚方市が付番した「Aから始まる番号」を記入してください。
- ・ 「区分変更の理由」には、その理由（例えば、新たに〇〇市で訪問介護の指定を受けたため、〇〇市の通所介護を廃止したためなど）を記入してください。
- ・ 「区分変更日」は、事業所（施設）の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

3. 区分変更後の行政機関が枚方市である場合

(1) 「2 法人（事業者）」欄

- ・ 法人（事業者）の名称、主たる事務所の所在地、代表者の職名、代表者の氏名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。
- ・ 法人（事業者）名称及び代表者の氏名にはフリガナも記入してください。
- ・ 法人の種別は、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ・ 連絡先は法人の電話番号及びFAX番号を記入してください。
- ・ 代表者の生年月日を記入してください。

(2) 「3 事業所名称及び所在地等」欄

- ・ 「別紙 事業所名称及び所在地等一覧」に、介護保険事業所番号、サービス種別、事業所（施設）名称、所在地、指定（開設許可）年月日を記入し、届出書に添付してください。
- ・ 当該事業者が指定（開設許可）を受けているすべての事業所（施設）について記入してください。ただし、次に該当するものは除いてください。
 - ✓ みなし事業所（病院等が行う居宅サービス【居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション】であって、健康保険法の規定により保健医療機関又は保険薬局の指定があったときに、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）。
 - ✓ 第1号事業（いわゆる総合事業）の事業所。
- ・ 介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは、それぞれ1件として記入してください（例えば、1の事業所で指定を受けている認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護は1行にまとめて記入するのではなく、それぞれ分けて記入してください）。
- ・ 欄の最後に事業所（施設）数の合計を記入してください。

(3) 「4 介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号までに基づく届出事項」欄

- ・ 法令遵守責任者の氏名（フリガナ含む）、生年月日を記入してください。
- ・ 第 3 号及び第 4 号の届け出に該当する事業者は、資料を別紙として添付してください。なお、事業所（施設）数に応じて整備する業務管理体制は次のとおりです。

	事業所（施設）数		
	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
第 2 号	整備が必要	整備が必要	整備が必要
第 3 号	—	整備が必要	整備が必要
第 4 号	—	—	整備が必要

(4) 「5 区分変更」欄

- ・ 「区分変更前行政機関名称、担当部（局）課」については、わかる範囲で記入してください。
「区分変更後行政機関名称、担当部（局）課」には「枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課」と記入してください。
- ・ 「事業者（法人）番号」には、区分変更前の行政機関が付番した「Aから始まる番号」を記入してください。
- ・ 「区分変更の理由」には、その理由（例えば、新たに〇〇市で訪問介護の指定を受けたため、〇〇市の通所介護を廃止したためなど）を記入してください。
- ・ 「区分変更日」は、事業所（施設）の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。